読んで考えるトラブル対応シミュレーション (事労務の) リスク管理メモ

いま職場で起こっているリアルなトラブル事例集

2020年 5月号

裏切りのループ

上司のA課長からの当てつけのような嫌がらせは、Bの物静かな性格も手伝ってか、まるでA自身の日頃のストレスを吐き出すように、日を追うごとにエスカレートしているようにも見えた。もともと暴言の癖のある上司のAには、周りの同僚たちも当たり前の光景にしか映っていないようだった。

「チッ...うるせーなー...」

「…すみません…」

「すみません、て、おまえわかってる のかよ」

۲....

「お前の存在がうるせーんだよ」

こんな時に、Bがもう少し気が強ければ、この上司に言い返すこともできたかもしれないけれど、Bは「自分の存在がうるさい」と言われたことを気に病んで、考え込んでしまう。

A課長宛ての電話を取れば、格好の 餌食だ。電話を保留にして、

「C工業のD課長からお電話です」 と伝えても、

「C工業のD!?」

「…ハイ…」

「ほんとに、C工業のDか?」

「…その…はずです…」

「そのはず、じゃ困るんだよ」

۲...

「何だ、自信が無いのか?」

「...すみません...」

「もうお客さんじゃないんだからさ、ねぇ、いい加減頼むよ、お嬢さん」

Г... і

ようやく保留にした電話を取ったかと思うと、Aは何も問題がなかったかのように話をしている。でも、こんな状況をに見かねた同僚の誰かが、Bに声をかける訳でもない。職場の同僚と言っても、Bとは親子ほども年の離れた年配の社員ばかりで、むしろこの職場を一歩出ると、社長や役員などから、ちやほやされるBは、やっかみの対象だった。

そんな孤立無援の中でも、唯一同じ職場で、この悩みの愚痴を聞いてくれるのが、主任のEだった。いつも雑談のように、さりげなく気を配ってくれるEがBにとって大きな救いだった。

A課長から子ども扱いのような言葉を投げかけられ、しょげているBに対

して、E主任は、B 気分転換に誘った。Bもそんな気配い、をかかしく思いしまた少しは飲みにが分だった。 また少しだったがいたいで、かで、かで、かでいるとができるとができまります。

ぶりに日頃の愚痴を思いきりEに話す ことができて満足だった。

Bも少し飲みすぎたかな、そろそろ帰らないと、などと思い始めたところで、Eが不自然なくらいに体を密着させてきたので、酔いのまわった頭のまま、軽くいなすように

「Eさん、ダメですよ」

と言いながら、体をずらしたが、Eはさらに密着させて来る。Eの腕が腰に回り、引き寄せられたところで、Bは一気に酔いが覚め、鳥肌が立った。その刹那、EはBの首にキスをした。

あまりに突然のことで、Bは硬直した体の震えが止まらない。そんなBに容赦なく、Eは繰り返しキスをした。

口惜しさと情けなさと、そして怒りのこもった涙が、こらえきれずに堰を切ってあふれ出たとき、はじめて事態を理解したEは、ようやくBの腰に回した手を放した。

「ごめんね、君があんまりかわいいから…また、飲もうね…」

いけしゃあしゃあと平気でこんな言葉をかけるEに対して、Bは汚らわしいケダモノとしてしか見えていないことなど、Eには全く理解できていなかった。執拗にタクシーで送るなどと絡んでくるEに、やっとの思いで睨み返すと、赤く腫らした目を隠すように、俯きながら一人終電で家路に着いた。

昨晩の悔しさを引きずったまま、眠れずに出社するのは、Bにとって苦痛でしかなった。Eにどんな顔をすればいいのか、そればかりを考えながら職場の前に来ると、Eが目の前に立っている。驚きで、思わず直立したしたまま、大きく目を見開いていた。

「昨日はゴメンね。また、飲もうね」 昨日よりも、幾分冷静に状況を把握 できたBは、このE主任が、気持ちの 悪いオッサンにしか見えない。そんな BのEに対する感情が、やがてEに対 理解ができると、今度はEがBに対 で、嫌悪感情をあからさまにした行動 をとるようになった。Bには職場での 理解者が、誰もいなくなって嫌がらせ た。相変わらずA課長からの嫌がらもで た。相変わらずA課長からの嫌がらもで しまった。Bは限界だった。あまりに しまった。Bは限界だった。あまりに のらいので、精神科を受診すると、適 応障害と診断された。 療養が必要と書かれた診断書を人事に提示すると、すんなり休職することができた。これでA課長ともE主任にも顔を合わせることが無い。Bは、ようやく平穏な時間が作れたことにホッとした。

Bはカウンセリングを続けながら、間もなく復職ができるという段階になって、ようやく「セクハラ」という問題に向き合うことができるようになっていた。実はこのカウンセリングの当初は、上司からのパワハラについてだけ問題として説明していたが、それにも増して心の大きな傷を受けたセクハラについては、思い出すだけで吐き気のする、なかなか話すことができないものだったからだ。

だからカウンセラーも、それを聞いたときには驚いていたが、うすうすとは、何か別の大きな問題があるのではないかと感じていたようだった。

「これはあなたの判断だけど」

「はい…」

「セクハラは問題にするべきよ」

... ı

「この問題がそのままで、 B さんは仕 事ができる ? 」

「それは…」

「相談にかこつけてなんて、卑劣その ものじゃない...」

Г... і

「そして、こういう上司は、必ず同じ ことを繰り返す」

「でも、その後は私を避けています」 「嫌がらせをしてるんじゃない?」 「でも、それはセクハラではない...」 「立派なセクハラよ。思い通りになら なかったあなたに対する報復」

「それは、確かにあると思います」 「黙っていれば、ひどくなる」

「そうでしょうか?」

「だから、もっと怒るべきだと思う」 「でも、あまり騒ぐのは...」 「じゃあ、このままで良いの?」

۲...ي

「そのセクハラ男に鉄槌が必要よ」 このカウンセラーはよほどセクハラ に思うところがあるのか、Bには少し 滑稽にも感じたが、今でも問題は解決 していないことを、再認識できたこと が大きかった。それはBの背中をしっ かりと押してくれるものだった。

そこで、Bは復職に当たって、総務に手続と同時に、この休職に至った経緯について、告げることにした。

「…ですが、休職理由の適応障害の原因ですが…セクハラがあったんです」 「…えっ、セクハラ…」

「そうです」

「A課長のパワハラかと思っていたん だけど」

「パワハラ…そうですよね、A課長の嫌がらせは、パワハラですよね…って、F部長は知ってたんですか?」

F部長は、自分の不用意な一言で墓 穴を掘った、と思わず口籠った。 「...い、いや...その...E主任からいろ いろ聞いていたので...そうだったの か、と…」 「それもあります、ですが今回言いた いのはセクハラです」 「ウーン」 と困ったふりをしたが、パワハラの話 から逸れたことに、Fは安堵した。 「ちょっと穏やかじゃないね。具体的 に話せますか」 「はい」 「まず、相手は…」 「E主任です」 「えつ…」 「会社がセクハラとして処分をすると すれば、事実確認が必要になるけど、 それはいいですか?」 「はい、お願いします」 「ん...分かりました、それでは...」 そこでBは、酒席での一部始終をつま びらかにした。F総務部長は、腕組み をしたまま渋面を作って聞いていた が、Bの話が終わると、事実確認の上 で結果を告げることを約束した。 「E主任、これ、ホントなの?」 「…え、いや、まぁ…」 「まずいよ…」 「すみません…チッ、何で今頃になっ 「懲戒処分は免れないよ」 「クソ…」 と言ったままEは天を仰いだ。 「だが...諦めるのはまだ早いよ」 「それって、どういうことですか?」 「この事実を知っているのは、Bと君 だけだ」 「それが…!?」 「君が全面否定すればいい」 「…ですが…」 「その後で、君はBに謝ったり、また 行こう、などと誘っている...」 「とぼけてしまいえばいい」 「そんなことが…でも、もし…」 「君には家族がある。奥さんや子供も いる。選択肢はないだろう」 「会社としても、セクハラなどと騒が れるのは迷惑極まりない」 「ですが...」 「じゃあ、セクハラを認めて、懲戒処 分を受けて、職場では後ろ指を指さ れ、奥さんとは離婚、家族崩壊...」 「や、止めてください...そうですよ ね、身から出た錆、私に選択肢はな い、ということですね」

で、終始一貫させてくれ」

音は、F自身のA課長のパワハラ黙認

...分かりました...」

「分かってくれれば結構だ。全面否定 総務部長のFは、Eに対して恩着せ がましいことばかり並べ立てたが、本

という事実も、一緒に葬ることが目的 にあった。あとはBにどう引導を渡す かにあった。 「E主任からも事実確認をしました」 「そうですか…それで…」 「彼は、事実無根だと言っている」 「そ、そんな...」 「全面否定だよ」 「…信じられない…」 「これ、どういうことか、分かる?」 「何が言いたいんですか?」 「二人の主張が真っ向から食い違って いる、ということは、どちらかがウソ を言っている、ということだ」 「私がウソを言っている、と...?」 「そんなことは言っていない」 「じゃあ…」 「ただ、彼は全面否定をしている、と いうことはどういうことか...私はあな たの話を聞いて、これは大変だと思っ たが、次に彼からの話を聞いて、正 直、判断に迷っている」 「私は嘘なんかついていません」 「今後、懲戒委員会にかけられるが、 もし君の発言が嘘だと分かれば、君が 懲戒処分を受けるが、覚悟はある?」 「懲戒委員会にかけても良いの?」

「はい…」 「ホントにいいのね?」 「いいです」 「分かりました」

Bが退席すると、F総務部長は、思 わず舌打ちをした。懲戒委員会にどう 根回しをするか、うるさ型の委員に、 どう説明するか、忌々しい思いを抱き ながら、思いを巡らせていた。それと も、時間の引き延ばしを図るか...

-方、E主任が事実を否定したこと が、どうにも納得ができないBは、今 後の対応について、知人で労働問題に 詳しいG社労士に相談した。

「だいたい、全面否定って、普通あり 得ないよね。やましいことがある、っ て自分で言ってるようにしか聞こえな いし。それに、問題を指摘したあなた が懲戒処分になるなんて、ある訳ない じゃない」

「じゃ、部長はウソをついている?」 「ウソ、というより、あなたにこれ以 上セクハラを問題にされたくないか ら、脅してみた、ってところかな」 「なんで…!?」

「セクハラをもみ消したいからでし ょ。おそらく部長の自作自演」 「何で、部長が...?」

「自分の進退に関わるから、かな?」 「何だか、まじめに考えてる自分の方 が、バカみたい。もう辞めようかな」

「その前に、爪痕くらいは残してもい いんじゃない。蜂の一刺し、とか...」 「それも、スズメバチの...」

「おお、怖...」 Bからようやく笑みがこぼれた。 当事者の真意を読み取り、問題に対す る認識のギャップを埋め、話をつなぐ オフィスハラダの

「社外相談窓口」

https://officeharada.org/helpline/

オフィスハラダが運営するハラスメン ト相談窓口は、開設以来十数年、年間 千件を超える相談対応実績がありま す。ご相談内容は、ハラスメントに限ら ず、多方面のテーマにまたがる多岐に 渡る内容ですが、いずれのご相談にも -貫して変わらない対応は、「問題の 社内的解決を第一に考えたアドバイス に徹している」ということです。

労使の対立関係を前面に押し出さ ず、いかにすれば平穏迅速に、問題の 収束を図ることができるか、この点に 最もエネルギーを注ぎます。なぜなら ば、問題の社内的な解決は、労使双方 にとって、物心両面にわたる負担とスト レスを最小限に抑える方法であり、最 も望ましいものだからです。

この相談窓口を御 社の社外相談窓口と してご活用ください。 詳しくはウェブで。携 帯からは右のORコー ドでご覧ください。



必要な時に、必要なサポートを、必要な だけ。これがオフィスハラダの

「相談顧問」

https://officeharada.org/consulting/

人事・労務に関するお悩み・疑問をスッ キリ解消します。

労務管理の改善提案をします 就業規則などの諸規程の作成・見直し をサポートします。

トラブルの未然防止を図ります。

万が一の問題発生時には、平穏迅速 な解決を促進します。

「今すぐ相談したい」...下記 URL https://officeharada.org/consulting/contact/

からすぐにご相談頂け ます。1か月「相談顧 問」を無料でお試しいた だけます。携帯からは 右のQRコードでご覧く ださい。



「人事労務のリスク管理メモ」

記事内容についてのご意見・ご質問は e-mail: info@officeharada.org

TEL: 050-3301-6118 FAX: 050-3730-4575

定期購読(無料です!)はお気軽に... 詳細は https://officeharada.org/nl/ バックナンバーも掲載中!ご覧下さい

発行:社会保険労務士オフィスハラダ